

# ご契約の個別事項について

ご契約内容の詳細については、当社ホームページなどで公開しております「時間帯別 B 契約」をご確認ください。

## 時間帯別 B 契約

### 【概要】

契約名称	時間帯別 B 契約		
契約	いずれかの契約種別をお選びいただき所定の契約書を用いてガス供給契約を締結していただきます		
適用条件 (※1)	(1) 契約最大使用量	5m以上	
	(2) 契約年間使用量	契約最大使用量の600倍以上	
	(3) 契約月平均使用量	819m以上	
	(4) 契約年間引取量	契約年間使用量の70%以上	
	(5) 契約年間負荷率	65%以上	(6) 緊急調整対応
精算額	最大使用量倍率未達精算額 年間負荷率未達精算額 契約年間引取量未達精算額 契約最大使用量超過精算額 契約昼間使用量超過精算額 契約中途解約精算額		

(※1) (1)、(2)、(3)、(4)は、右の【ガス供給契約に定める事項】を参照ください。

(5) 契約年間負荷率は契約最大需要期月平均使用量に対する契約月平均使用量の割合をいいます。

### 【料金表】

(税込)

契約種別	基本料金（1ヵ月につき）（※2）				基準単位料金 （1mにつき）
	定額基本料金 （1ヵ月につき）	流量基本料金単価 （1mにつき）	昼間基本料金単価 （1mにつき）	夜間基本料金単価 （1mにつき）	
第1種	110,000.00円	1,236.88円	23.27円	7.30円	98.95円
第2種	7,700.00円	1,236.88円	23.27円	7.30円	113.56円

(※2) 基本料金は、定額基本料金、流量基本料金、昼間基本料金及び夜間基本料金を合計した額をいいます。(※3)

(※3) 流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額、昼間基本料金は昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額、夜間基本料金は夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額をいいます。

### 【ガス供給契約に定める事項】

契約期間	原則として1年間とし、契約期間満了時にお申し出がない場合は同一条件で1年間延長いたします。	
各種契約量	① 契約最大使用量	1年間を通じて1時間当たりの最大の使用量（小数点以下切り捨て）
	② 契約昼間使用量（※4）	最大需要期における1か月の昼間使用量が最も多い月の昼間使用量（※5）
	③ 契約夜間使用量（※4）	最大需要月の契約月別使用量から契約昼間使用量を控除した後の使用量（※6）
	④ 契約年間使用量	契約月別使用量の合計
	⑤ 契約年間引取量	1年間においてお客さまが引取らなければならない使用量
	⑥ 契約月平均使用量	契約年間使用量を12で除した量
	⑦ 契約月別使用量	契約開始使用月から終了使用月までの月別使用予定量

(※4) 「昼間」とは、午前7時から午後10時までをいい、「夜間」とは、午後10時から翌日の午前7時までをいいます。

(※5) 「最大需要期」とは、12月、1月、2月、3月使用期間の4ヵ月間をいいます。

(例) 12月使用期間とは、12月検針日の翌日から1月検針日までをいいます。

(※6) 「最大需要月」とは、最大需要期における契約月別使用量の最も多い月をいいます。

### 【適用条件について】

- ・適用条件を満たしていない場合は、ご契約いただくことは出来ません。
- ・適用条件を満たさなくなった場合は、速やかにその旨を当社へ連絡していただきます。
- ・適用条件を満たさなくなった場合は、当社は当該ガス供給契約を解約し、一般ガス供給約款を適用することがあります。

### 【緊急調整対応について】

- ・不測の需給逼迫等の緊急時において、緊急調整（供給の制限又は中止）に応じていただきます。
- ・緊急調整に応じていただいた場合は、所定の算式に基づいて基本料金を割引いたします。

### 【最大使用量等の算定について】

- ・最大使用量、昼間使用量及び夜間使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします。
- ・負荷計測器は当社から支給いたします。取付関係工事費はお客さまにご負担いただきます。

### 【精算額について】

- ・使用実績がガス供給契約に定めた各種契約量を逸脱した場合や、契約期間満了前に中途解約された場合は、原則として約款の定めにより算定する金額を限度とする精算額を申し受けます。
- ・精算額に係る債権は、当社から西部ガス株式会社に譲渡いたします。